

2024年11月15日

各位

株式会社ENEOSフロンティア
代表取締役社長 石川 正之

不適切な車検（一部検査未実施）のご報告と今後の対応および対策につきまして

弊社の長崎直営事業部が運営する「長崎車検センター」にて、一部検査が未実施（2024年3月27日発表）であったことを受け、全国の子検センター（指定工場）12拠点の指定整備に関係する法令の遵守を確認する自主的な総点検および外部機関による調査を実施した結果、東京直営事業部（事業部長：嶋田 将行）が運営する指定工場「鳥山車検センター」（所在地：東京都世田谷区北鳥山6-1-1）および、「多摩境車検センター」（所在地：東京都町田市小山ヶ丘3-2-18）において、2021年11月1日から2023年7月31日の期間に実施した車検完成検査の一部、および2021年11月1日から2023年10月31日の期間に当該車検センターで実施した指定整備の一部が未実施であった事実が判明致しました。

この度の事態につきまして、お客様には多大なるご不安とご迷惑をお掛けしておりますこと、心から深くお詫び申し上げます。

当該車検センターでの車検完成検査の一部未実施については、当該車検センターの判断により2023年7月31日をもって是正済みであり、指定整備の一部未実施については、自主的な総点検により2023年10月31日をもって是正を完了し、それ以降は車検完成検査および指定整備を適切に実施していることが確認されております。

現時点で事故の報告はありませんが、検査・整備の一部未実施により車両の速度表示に誤差およびブレーキ性能低下の不具合が生じる恐れがあるため、対象となるお客様には、順次、担当者がご連絡を始めております。加えて、該当項目の再検査・再整備を無償にて進めさせていただいており、今後も管轄の運輸支局および整備振興会の指導を仰ぎながら対応に全力を尽くしてまいります。

また、これまでに行ってきた自主的な総点検および外部機関による調査の結果から、新たに判明した「鳥山車検センター」「多摩境車検センター」および「長崎車検センター」以外の車検センターにおいては、適切に車検が行われていた事を確認しております。

本件の要因は、経営陣が現場の実態を把握しきれていなかったこと、相談できる体制および環境になかったこと、チェック機能が有効に作用していなかったことなどの要因により、ガバナンスが効かず、正しい検査・整備を省く結果となってしまいました。

本件発覚以降は、役員・従業員の意識改革、従業員の法令・モラル教育、コミュニケーションを取りやすい体制づくり、チェック機能の強化を経営の重点課題と捉え、再発防止策を策定し、確実かつ着実に実行し、全社を挙げてコンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を図るべく取り組んでおります。

1. 不適切な車検における再発防止策

自動車整備事業者として、お客様の安全・安心を最優先に考え、再発の防止に万全を期すために以下の対策を一過性のものとせず継続して取り組んで参ります。

(1) 役員・従業員の意識改革

弊社経営陣は、不適切な車検が行われていたことを反省し、改めて、法令およびルール遵守の徹底、企業理念の浸透に努めてまいります。

(2) 従業員の法令・モラル教育

法令・モラルを重要視する職場環境の醸成を目的として、「指定工場運営」に必要な法令知識を外部機関の協力を得ながら基礎から学ぶ場を改めて設け、ルールの確認やモラルの向上など、従業員に対する教育・指導を徹底いたします。

(3) コミュニケーションを取りやすい体制づくり

経営陣や事業部幹部が積極的に現場へ足を運び、課題などの実態把握に努め、迅速に対応できる体制を構築いたします。

また、全国の指定工場運営責任者への定期的なマネジメント、コンプライアンス研修ならびに交流の機会を設け、人的交流を通じて話し合える環境づくりを促進いたします。

(4) チェック機能の強化

定期的な外部機関による点検の導入、作業状況の記録（録画等）によりチェック機能を強化致しました。

また、社内での管理者による、チェック体制も改めて見直し改善致します。

2. 東京直営事業部で判明した不適切な車検内容と再点検が必要となる対象車両

既に対象となるお客様には、郵送で再点検のご案内を送付、担当者から電話でご連絡をさせていただいております。

未実施項目	不適切な車検内容	対象車両
1. 車検完成検査の一部未実施	スピードメーターの精度（誤差）の検査未実施	一部輸入車および国産四輪駆動車
2. 指定整備の一部未実施	ドラムブレーキ内の点検未実施	一部ダブルタイヤの商用車

3. 東京直営事業部で判明した不適切な車検のお問い合わせについて

東京直営事業部が運営する店舗にて、2021年11月1日から2023年10月31日の期間に車検を受けていただいたお客様のお問い合わせにつきましては、下記の窓口までお願い致します。

<車検・整備に関するお問い合わせ>

株式会社ENEOSフロンティア 東京直営事業部

電話番号 0120-511-276 受付時間 9:00~17:45

4. 役員の処分について

今回の不適切な車検の発生を受け、代表取締役社長および関係役員につき、監督責任に照らして処分を実施いたします。

今回の一連の不適切な車検を、弊社として重く受け止め、お客様の安全・安心を最優先とした指定整備事業を行うことを第一に、信頼回復と再発防止に向けて取り組んで参ります。
お客様には多大なご迷惑をおかけしましたこと、重ねて深くお詫び申し上げます。

以上